

令和 7 年度 包括外部監査の結果の概要

1 監査テーマ

福祉に係る補助金に関する財務事務の執行について

2 テーマの選定理由

補助金は市の政策目的を達成するために個人や団体などの民間部門の公益性が認められる活動を支援するために行われる給付で、行政の様々な分野で活用されている。その一方で一旦交付されるとその事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま特定の相手に長期間交付されてしまう傾向があるという問題がある。

横浜市でも一般会計で年間約 900 件の補助金があり、その中でも少子・超高齢化社会の進展に伴い社会保障に関する様々なニーズが増大する中、福祉分野への補助金の占める金額割合が他の分野と比べて大きく福祉分野への補助金の重要性は今後も高まっていくと考える。

また、公益上の必要性から見て補助金の目的、内容は社会情勢の変化に合わせて適時に見直されているか、補助金支出の効果測定及び市からのフィードバックは適切に行われているか、補助金が交付先の自助努力を削ぐ結果となっていないか、などの論点が考えられる。

以上のとおり、福祉分野への補助金の金額割合が大きいことなどその重要性が大きいこと、様々な論点が考えられることなどから、市の福祉に係る補助金に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する必要があると認められるため、福祉に係る補助金に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件（監査テーマ）として選定した。

3 監査の結果

監査の結果、財務事務の執行及び事業の管理にいくつかの課題が見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）18 件及び意見（改善を要望する事項）137 件に取りまとめた（詳細は別添「令和 7 年度 包括外部監査報告書」のとおり）。

(1) 監査対象区局

こども青少年局、健康福祉局及び 4 区（鶴見区、金沢区、都筑区、戸塚区）

※鶴見区、金沢区については実施通知の中で監査対象区局に含まれていたが、所管している補助金で対象になるものが無かったため結果的に除外。

(2) 監査対象期間

原則として令和 6 年度。必要に応じて令和 5 年度以前及び令和 7 年度の執行分を含む。

(3) 主な指摘及び意見

1	補助対象要件を満たしているかどうかの確認を求めるもの (保育所等における紙おむつ処分費用補助金（補－12））	こども青少年局 保育・ 教育運営課	指摘 3
現状	交付申請時の書類には、この補助対象要件を満たすことが確認できる資料（重要事項説明書等）の提出が必要とされている。しかしながら、申請書類をサンプリング調査した結果、16 事業者のうち 4 事業者について「紙おむつを施設内で法令等に従い適切に処分していること」を証明する資料が提出されていなかった。要件の確認は自己申告に依存しており、市による実質的な確認は行われていない。		
指摘の 要旨	交付要綱に従い、廃棄物処理業者との契約書や領収書など客観的な証憑を提出させ、市が確認する体制の構築が必要である。		

2	補助事業者に対する指導・監督の実施を求めるもの (横浜市 24 時間型緊急一時保育事業費補助金（補－13））	こども青少年局 保育・ 教育運営課	意見 16
現状	A 保育園において「カ その他やむを得ない事情」による保育利用が 9 月 28 日には 8 人、10 月 26 日には 11 人の利用が同時間帯にあった。なお、利用理由が「カ やむを得ない事情」に相当するかどうかは実施要綱にも記載されているとおり、実施施設が判断するとしている。		
意見の 要旨	「カ やむを得ない事情」による利用実績が多い場合には、緊急性の無い場合に相当するものではないか、あるいは当事業の制度趣旨に反するものではないかどうかを実施施設である補助事業者からヒアリング等を行う必要がある。ヒアリングなどの結果、緊急性が低い場合やこの事業の趣旨に照らして妥当ではないと判断した場合には事業費の補助金額から、この利用時間分を減額する必要があることから、補助事業者に対する指導・監督を適切に行うことが望まれる。		

3	実績報告書添付書類の不足・誤りへの対応を求めるもの (軽費老人ホーム事務費補助金（補－140））	健康福祉局 高齢施設 課	指摘 9
現状	監査人が全 11 施設の実績報告書における「令和 6 年度歳入歳出決算（見込）書抄本」の添付状況を確認したところ、財産目録や貸借対照表が添付されていなかったり、添付されていても令和 6 年度のものではなかったりしていた施設が多々見受けられた。このような状況であるから、当然ながら、多数の施設において、令和 6 年度歳入歳出決算（見込）書抄本として添付されていた書類と別表 6 補助金実績内訳書の金額とが一致していなかった。当該状況を鑑みると、市は、別表 6 補助金実績内訳書の金額に誤りがないか否かを確認していないと言わざるを得ない。		
指摘の 要旨	したがって、市は、実績報告書添付書類に不足や誤りがないか十分に確認し、不足や誤りがあった場合は書類の提出や差し替えを求めるとともに、当該書類と別表 6 の金額を突合し、別表 6 の金額に誤りのないことを確認する必要がある。		

4	申請書類の確認及び実績報告の審査における チェックリスト等の活用を求めるもの (横浜市 こども食堂等活動支援補助金（補－44）、 横浜いずみ学園教育棟運営費助成金（補－45）、 都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金（補－163））	こども青少年局 地域子育て 支援課、 こども青少年局 こどもの権 利擁護課、 都筑区 高齢・障害支援課	意見 30, 35, 135
現状	申請時や実績報告の審査時に、添付すべき書類がなかったり、添付すべき書類がある場合でもどこをチェックすべきか不明確なため、適切な補助金交付であるかの確認が事後的に難しい。		
意見の 要旨	補助金の形態や内容に応じて、申請書類や実績報告に係る審査チェックリストを整備することが望まれる。加えて、具体的な審査方法等を記載した審査手続書等の整備をすることが望まれる。 審査手続書やチェックリスト等の整備により、審査上の着眼点、重点チェック項目等を明確にすることができ、また審査を行う深度のバラツキを減らすことができるなど審査水準の公平性を確保することができる。また、過去に実施した審査内容や方法等を事後的に確認することができ、市が必要な審査を適切に実施したことの説明責任を果たすことが可能となる。さらに、市職員の異動等があった場合に、審査担当者間の引継ぎを円滑かつ確実に実施することができる。		

令和 8 年 2 月 19 日 令和 7 年度包括外部監査人 櫻山 加奈子